

2026年8月18日

## 中道改革連合 常任幹事会 次第(第16回)

---

### 1. 代表挨拶

### 2. 報告・承認事項

<幹事長兼選挙対策委員長> …P.1

○ 令和8年熊本地震対策本部の取り組みについて

<政務調査会長>

<国会对策委員長>

<組織委員長兼役員室長>

○ 全国キャラバンの実施状況について

<企業・団体交流委員長>

<広報委員長>

### 3. その他

※ 次回常任幹事会の開催日程(調整中)  
9月1日(火)13:00 @衆4控



2026年8月7日

内閣総理大臣  
高市 早苗 殿

「令和8年熊本地震」に関する緊急申し入れ（第二弾）

中道改革連合・立憲民主党・公明党  
令和8年熊本地震3党合同対策本部  
本部長 階 猛  
本部長 田名部匡代  
本部長 西田 実仁

7月28日の令和8年熊本地震の発災から10日が経過しました。熊本県宇城市・氷川町で最大震度7を観測し、建物倒壊、火災に加え、嘉島町のイオンモール熊本でのガス爆発・建物崩壊、日本製紙八代工場での煙突崩落など深刻な被害が相次ぎ、現時点で熱中症の疑いによる災害関連死を含む死者38人、多数の負傷者が出ています。また、10年前の熊本地震の復興の途上にある被災地が再び惨禍に見舞われたうえ、記録的な猛暑の中、停電の多くは解消されたものの依然として断水が続き、厳しい避難生活を余儀なくされています。改めて、地震により犠牲となられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、謹んで御遺族の皆さまにお悔やみ申し上げます。また、被災されたすべての方々に心よりお見舞いを申し上げます。現地において、懸命に復旧や被災者支援に寄り添って活動을 続けてくださっているすべての皆さま方に心より敬意を表します。

中道改革連合、立憲民主党、公明党の3党は、発災直後から現地調査を重ねるとともに、7月29日には3党共同で緊急申し入れを行いました。

被害の状況が明らかになりつつある中で、政府においては、高市総理の「やれることはすべてやる」との方針に基づいて、時々刻々と変化する被災地や自治体におけるニーズを踏まえた的確な対応策を講じておられますが、3党としても、災害関連死を出さない、との強い決意のもと、全面的に協力して参ります。

3党は、8月2日に合同で現地調査を行い、地元選出議員や地元自治体議員を先頭に被災地に寄り添い、現場の皆様の声をつぶさに伺って参りました。とりわけ、女性や要配慮者に配慮した避難環境の整備をはじめとする被災された方の生活環境の改善、子どもの学びの保障と夏休み明けの円滑な学校再開など、被災者の生活再建を最優先に、既存制度の弾力的運用と復興基金の創設など必要な財政措置を求めます。

3党は、現時点の状況に応じた緊急要望を、以下のとおり申し入れます。政府においては被災地の声を真摯に受け止め、スピーディーに対応されるよう強く求めます。

## 1. 猛暑下の避難環境の劇的改善及び災害関連死防止、「災害弱者」へのアウトリーチ支援

- ・避難所の生活環境に関する指針の見直しを踏まえ、避難者のニーズをくみ取りつつ、避難所の環境改善や避難者のストレスの軽減に向けた取り組みを強化すること。各避難所に経験のあるコーディネーターを配置すること。
- ・猛暑下での避難生活を支えるため、避難所のエアコン・移動式クーラー・大型扇風機・ミスト設備・電源車の迅速な配備を継続し必要に応じて拡大するとともに、体育館等の空調設置にかかる補助要件緩和やランニングコストを含めた自治体負担の軽減に向け支援を強化すること。
- ・TKB（トイレ・キッチン・ベッド）環境の整備を推進し、熱中症・エコノミークラス症候群対策（弾性ストッキングの無償提供など）を徹底すること。
- ・特に断水地域においては、トイレカーを適所に配置し、可能な場所では下水道へ接続するなど、衛生環境の維持を重点的に図ること。
- ・避難所における洗濯環境の確保のため、洗濯機・ハンガー等の配備を進めるとともに、クリーニング業者等との連携を強化すること。生活用水の確保を急ぐこと。
- ・避難所運営への女性の参画を推進し、夜間の防犯対策（照明設置・巡回強化）、プライバシー確保（更衣室・授乳室の設置）、生理用品等の気兼ねのない受取体制などを充実させること。
- ・段ボールベッド、プライバシー保護のための間仕切りなどは政府が備蓄しているものをプッシュ型で届けること。段ボールベッド以外でもより快適で体の負担を和らげる空間を確保できるよう、様々な工夫を検討し実施すること。
- ・高齢者、障がい者、要介護者、妊産婦、障がいや発達特性のある子ども、医療的ケア児、アレルギーや慢性疾患のある子ども、外国にルーツを持つ子どもなど「災害弱者」への重点的な支援体制を整備すること。
- ・避難所内での飲料水・生活用水及び衛生的なトイレを確保すること。
- ・子どもが安心して過ごせる居場所の確保や遊びスペースの設置を行うこと。
- ・医療機関・高齢者施設・福祉施設・子ども関連施設や、在宅の透析患者などへの電源・水・物資の確保を特に優先すること。
- ・避難所における感染症対策を徹底するとともに、避難所への常備薬の配布・無償提供を早急に行うこと。高齢者や乳幼児、持病や障がいのある人への影響に配慮し、脱水症状や食中毒、熱中症、感染症を含め、体調の悪化対策を強化すること。
- ・避難所や在宅でリハビリが必要な方への対応を強化し、理学療法士等の派遣や他県からの応援を迅速に行うこと。
- ・DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を継続・強化し、多様な医療ニーズへの迅速な対応を図ること。また、在宅酸素療法患者や在宅で生命維持装置を使用する方、人工透析患者など、重篤な疾患を抱える方への薬剤の確保及び医療継続が可能な体制を整備すること。
- ・福祉避難所の速やかな開設・確保を進めるとともに、2025年改正災害救助法・災害対策基本法で追加された「福祉サービスの提供」を積極的に活用し、DWAT（災害派遣福祉チーム）の在宅・車中泊避難者への巡回支援を強化すること。

・指定避難所以外の自主避難者・在宅避難者・車中泊避難者に対し、情報提供、物資供給及び健康確認をプッシュ型・アウトリーチ型で行うこと。あわせて自らも被災者である自治体職員の負担軽減のため、他自治体等に外部応援人員の派遣を要請するなどの措置を講じること。

・ペット同伴避難が可能な避難所の確保・拡充を進めるとともに、ペット用の食料・水・ケージ等の物資支援や、一時預かり施設の情報提供を迅速に行うこと。

・被災者の生活、被災地の復旧にとって重要なガソリン等の安定的な確保及び供給体制の整備を図るとともに、避難者・緊急車両等の優先給油体制を整備すること。特に車中泊避難者のエアコン稼働のための燃料確保を徹底すること。被災者へのガソリン代の補助等、負担軽減のための支援策を検討すること。

・車中泊避難者に対する熱中症予防の徹底（水分・塩分補給の呼びかけ、冷却グッズの配布、早期の二次避難誘導）を強化すること。今回、熱中症の疑いで死者が出たことを受け、政府においては支援のあり方を改めて検証し、これ以上の災害関連死を防ぐこと。

・物資の受け入れ、配分、配送の受援体制を早急に確立すること。物資が必要とされる方々に迅速に行き渡るよう、配布・補給のシステムに万全を期すること。

## 2. ライフライン・生活インフラの早期復旧と産業動脈の確保

・八代市・氷川町をはじめ、ダムから浄水場・配水池に至るパイプラインや下水道の損壊により断水が長期化し、生活衛生に深刻な支障が生じている。全国から上下水道の技術職員、資機材及び修理・工事事業者を集中的に派遣し、断水原因の究明及び応急復旧を迅速に進めること。特に、自宅前まで水道管が復旧しても、家の中（半壊等の場合）が復旧していない世帯への支援を強化すること。あわせて、復旧工程や通水見込みについて、住民に迅速かつ継続的に公表すること。また、これらの対策を進めるにあたり、医療機関、介護・福祉施設等については優先的な復旧及び給水支援を図るとともに、プールや河川水等の活用、トイレカーの拡充など生活用水の確保に万全を期すること。

・給水所まで来られない高齢者・要支援者の自宅等へ直接水を届ける個別給水支援・訪問体制を速やかに構築すること。

・介護施設等への給水体制を強化し、食事に必要な消耗品の確保も併せて支援すること。

・八代市は南九州の交通の要衝であり、鉄道や高速道路の寸断の長期化が、九州南部を含む住民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、鉄道、道路等の交通・産業基盤の一日も早い復旧に向けて、全力で取り組むこと。

・九州新幹線や九州自動車道、国道3号をはじめとする主要交通網が不通・寸断され渋滞も発生する中で、復旧活動や物流に支障が生じるだけでなく、今後、被災地のみならず、九州全域の農業、観光、事業活動等への影響も懸念される。早期復旧に向け、技術面・財政面を含めて全面的な支援を行うとともに、再開時期の見通しについて、住民や事業者に対し可能な限り速やかに公表すること。また、生活道路や農免道路の早期復旧・家屋撤去も推進すること。

・安全が確認された高速道路については、人吉～八代間の坂本PAの開放口を緊急車両に限らず、支援活動や復旧作業に従事する事業者も早期に通行できるようにすること。人吉～五木～八代間の山道を経由する代替ルートへの依存を減らし、交通安全の確保及び関係者の負担軽減を図ること。

- ・大規模災害からの復興に関する法律第2条第9号に規定する「非常災害」の指定を閣議決定し、災害復旧事業等の工事の代行を国等が行えるようにすること。
- ・半導体関連工場や日本製紙八代工場など、地域基幹産業及びサプライチェーンの早期復旧・安全確保に向けた点検支援を実施すること。
- ・携帯電話の通信について、被害の大きい地域での安定的な通信確保のため、移動基地局車や衛星通信端末の配置を継続するとともに、通信環境のさらなる安定化を図ること。スマホ・携帯電話などの充電場所を確保するなどの支援を強化すること。

### 3. 被災自治体への人的及び財政支援と激甚災害指定

- ・激甚災害の正式指定を踏まえ、公共土木施設・農地等の災害復旧事業等に対する補助率嵩上げなどの措置を確実に適用すること。あわせて、激甚災害（本激）の指定範囲の拡大を検討すること。
- ・激甚災害、特定非常災害への指定を受け、生業補助金や半壊以上の公費解体の適用を行うこと。
- ・特別交付税の配分など、財政基盤の弱い市町村に特段の配慮を行い、これを早期に交付すること。平成28年熊本地震時の経験を踏まえ、地方負担が過大にならないよう、災害復旧事業・救助費の補助率や充当率、交付税算入率の嵩上げや原則全額国庫措置の特例を講じること。
- ・深刻な被害の実態を踏まえ、復旧・復興関係事業等について、まずは予備費を活用し、迅速かつ柔軟な財政支援を講じること。そのうえで、早期に被害の実態調査、対策の具体化を行い、さらに必要に応じて復興支援のための補正予算の編成を検討するなど、適宜適切な財政措置を講じること。
- ・被災自治体が復興や被災者支援に対して柔軟に活用できる、使途の自由度が高い「復興基金」について、10年前の熊本地震時を上回る規模の財源を確保すること。
- ・被災自治体に対するGADM（災害マネジメント総括支援員）の派遣をさらに拡充するとともに、他自治体からの応援職員派遣を迅速に進め、マンパワー不足の解消および物資の受入・分配を行う受援体制の強化・充実を図ること。応援職員の宿泊場所等の体制を整備すること。
- ・被災市町村及び熊本県庁の職員の精神的疲弊に対応するため、心理カウンセラー等を常駐配置し、職員のメンタルヘルスを日常的に行える体制を速やかに整備すること。被災地に派遣されている職員を含めた行政職員・自治体職員に対する適切な支援策を講じること。
- ・専門性のあるNPOと被災自治体の連携が円滑に行われるような支援を行うこと。
- ・災害ボランティアの受入れセンターの設置を促進し、スマートフォンアプリなどを活用した情報提供を強化すること。
- ・ボランティアの早期受け入れに向けた復旧作業拠点の電気・水道等インフラを復旧すること。また、ボランティア活動先における仮設トイレ・宿泊施設などの環境整備を行うこと。
- ・ボランティアの受入れ体制の整備やマッチングを国が責任をもって行うこと。
- ・重機を扱えるボランティアが行政と連携して活動できるようにするとともに、被災地に入る際に行政の緊急車両との同行を認めること。
- ・支援活動の継続性を担保するため、被災地へのボランティアや物資提供等の支援を行ってある企業や民間団体などへの補助等の支援を検討すること。

・倒壊家屋の撤去等にあたるボランティアの方などが健康被害をもたらすアスベスト等を吸引しないよう、適切な防塵マスクの配布や現場での安全指導を徹底すること。また、そのための政府の支援措置を講じること。

#### 4. 被災者の住まい確保と生活再建支援等の弾力運用

・罹災証明書の迅速な発行に向け、応援職員の派遣等により申請受付体制を強化するとともに、写真提出時の現地調査の要否に関する判断基準や説明業務を標準化・明確化し、実務の混乱を防止すること。代理申請制度の活用など、来庁が困難な被災者への申請支援に万全を期すこと。また、罹災証明書が必要となる主な支援制度、申請受付期間、写真提出の取扱い、第2次調査の申請制度等について、国と自治体が連携して、正確な情報を迅速に周知すること。

・被災者が安心して必要な医療・介護・障害福祉サービスを受けられるよう、医療機関及び介護・障害福祉サービス事業所等における利用料の免除を速やかに実施するとともに、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について、減免その他必要な負担軽減措置を講ずること。また、これらの制度について対象となる被災者への積極的な周知を行うとともに、利用料免除や保険料減免等の手続に当たっては、罹災証明書等の提出を一律に求めることなく、被災者の実情に応じた柔軟な運用を徹底すること。

・被災者の生活再建を支えるため、過去の大規模災害と同様、国民年金保険料について納付期限の延長及び災害による特例免除を速やかに実施すること。また、災害による特例免除は本人の申請が必要であることを踏まえ、市町村及び日本年金機構等と連携し、対象となる被災者に制度を積極的に周知するとともに、申請に当たっては、罹災証明書等の提出を一律に求めることなく、被災者の実情に応じた柔軟な運用を徹底すること。

・被災建築物の応急危険度判定を迅速に進めるため、建築士等の専門家派遣を強化すること。

・猛暑を避ける緊急の二次避難先として、県外を含むホテル・旅館の借り上げ、保養所や空き公営住宅等の活用を大幅に拡大すること。ホテル等の提供があっても、移動手段や費用、高齢者の移動にかかる人手等の問題で辞退するケースが多いことから、マッチング支援や移動費用の支援を行うこと。ホテル等への二次避難の際の宿泊税・入湯税などについて、必要な減免措置を講じるよう関係自治体と調整すること。

・応急仮設住宅・みなし仮設（旅館等借り上げ）、災害公営住宅の供給を着実に加速させるなど、住まいの確保に万全の体制で臨むこと。仮設住宅（建設型・みなし型）や災害公営住宅にいつ入れるのか、いつ建設されるのかといった見通しをわかりやすく示すこと。

・被災者生活再建支援制度において中規模半壊世帯への支援が追加されたことを最大限活用し、柔軟な適用を徹底すること。また、迅速な支給、手続きの簡素化に努めること。昨今の物価や人件費の上昇等を踏まえ、基礎支援金及び加算支援金を倍増するとともに、対象を見直すこと。国庫補助率の引き上げによる被災自治体の負担軽減を行うこと。

・生活資金及び災害援護資金等の融資条件の緩和措置等を講ずるなど、円滑な貸付け・給付をすること。

・猛暑下で生命を守るために不可欠な家庭用エアコン（室外機を含む）について、応急修理制度の対象に加えること。

## 5. 被災者・支援者の心身のケアと物資・人員支援

・被災者はもとより、支援に当たる者も過酷な状況に置かれることから、現地で活動する支援者、高齢者、子ども等の多様なニーズに合わせた心のケアやメンタルヘルス支援の提供体制を整備すること。

・PTSD対策、健康相談窓口の充実、アレルギー対応、避難行動要支援者対策を強化すること。

・DPAT（災害派遣精神医療チーム）の積極的な派遣を進め、被災者の心のケアを強化すること。

・乳幼児向けの液体ミルク・離乳食、女性用衛生用品、紙おむつ等をはじめ、食料・水・日用品・医薬品・ブルーシート・簡易トイレなどのプッシュ型支援を継続・強化し、指定物資のマネジメントを効率化すること。

・ブルーシートの設置について、政府は、県からの要請を待つことなく、猛暑や悪天候での転落事故を防ぐため、過去の台風等での事例を踏まえ、自衛隊による設置支援や地元業者への支援など、早期に対応すること。

・猛暑下で活動する警察・自衛隊・消防・行政職員・医療従事者・NPOへの活動環境整備（休憩・冷却・給水）に十分配慮すること。

・小規模集落などへの支援を怠らないこと。

・法令に基づき必要な範囲で、自治体が保有する一人暮らしの高齢者や障がい者の個人情報、医療機関、被災地での活動経験が豊富なNPO、町内会などの民間支援団体と共有し、支援や安否確認に活用できるようにすること。

## 6. 中小・小規模事業者、農林水産業等への支援及び広域経済対策

・観光業や飲食業、小売業、農林水産業等、被害を受けた地域を支える事業者に対し、事業継続のための緊急支援を行うこと。

・なりわい再建補助金の適用・拡充、災害復旧貸付の弾力運用、セーフティネット保証の適用、相談窓口の設置・情報提供の強化を行うこと。

・半導体関連をはじめとする製造業の早期再開に向けた技術支援・財政支援を講じること。

・被害を受けた農地・林地・漁場の復旧を迅速に進めること。

・農林水産業施設・機械の早期復旧を優先し、必要な財政措置を講じること。

・イネ、トマト、イチゴ、ナシ等の生産への打撃を防ぐため、幹線水路・配管の損壊に対し応急ポンプ車の追加設置など必要な措置を講じること。農業共済事業に係る共済金の早期支払いに努めるとともに、日本政策金融公庫の農林水産事業に係る災害関係融資枠の確保と貸付限度額の引き上げなどの支援を行うこと。被害を免れた農作物の出荷支援を行うこと。

・特産のい草の保管倉庫や織機などに甚大な被害が生じており、国産畳の「最後の生産地」を守るため、い草農家の復興支援に全力を挙げること。

・畜産・養殖業者に対する電源確保や飼料・資材支援を継続・強化すること。生乳の出荷対策や経営再開資金等の支援策を講じること。

・被災した農業者・漁業者の経営継続に向けた資金繰り支援と、営農再開に必要な技術的サポートを行うこと。

・商工業や教育施設等に対する支援見通しを早期に示すとともに、交通遮断等の影響で打撃を受けている周辺地域（熊本県北部、人吉地域、鹿児島県、宮崎県等）の農業、観光産業等に対し、適切な支援策を講じること。

- ・労働局における総合的な労働相談を実施するなど、労働・雇用面について労働者・事業主等からの相談にきめ細かく対応する体制を整備するとともに、被災企業における休業・解雇が生じないよう支援措置に万全を期すること。

- ・被災労働者が雇用保険の特例措置を確実に利用できるよう、ハローワーク等を通じて制度の積極的な周知及び相談支援を行うこと。また、被災事業者の雇用維持を支援するため、過去の大規模災害と同様、雇用調整助成金について要件緩和等の特例措置を速やかに講ずるとともに、一時的に事業活動が停滞した企業においても雇用を維持できるよう、在籍出向を支援する産業雇用安定助成金の積極的な活用及び必要な特例措置を講ずること。

- ・医療・介護、物流、小売等を担うエッセンシャルワーカーの疲弊に対処するため、関係事業者等に対し、県外からの応援人員の派遣を要請すること。

- ・停電の影響や長期避難により大量に発生している災害廃棄物（特に内容物が残った冷蔵庫等）について、全額国費による処理を行うとともに、自治体間で格差が生じないよう戸別回収を含む統一的な回収ルールを速やかに示すこと。また、仮置き場の確保と広域処理、公費解体制度の柔軟適用、衛生対策を強化すること。

- ・一部損壊などで公費解体できない建物（特に事業者）のアスベスト除去には多額の自己負担がかかることから、国の負担や支援を拡充すること。

## 7. 教育の継続と子どもたちの学び・心のケアの徹底保障

- ・学校施設の早期安全確認と復旧を最優先とし、夏休み期間を最大限活用して、公立学校施設災害復旧事業の国庫補助率を原則10分の10とするなど、財政負担を最大限軽減すること。

- ・避難所利用と施設復旧工事が両立できるよう、十分な調整を行うこと。9月以降の学校再開を見据え、避難所として利用している学校施設から代替避難所への移行等について、具体的な工程を示すこと。

- ・夏休み期間中も、被災した児童生徒の学びが途切れないよう、オンライン教材・配信コンテンツの無料提供を図ること。1人1台端末を活用したオンライン授業等で切れ目のない学習環境を確保するとともに、心のケアを提供すること。学校施設の早期復旧や、通学路の安全確認、給食・衛生の確保、保育・学童等の早期再開を支援すること。

- ・スクールカウンセラー・心理士等を含む学習支援チーム「D-EST」（被災地学び支援派遣等枠組み）を迅速に派遣し、児童生徒の心のケアを重点的に支援するとともに、トラウマへの対応やPTSD予防を徹底すること。特に災害後の心の問題は時間が経過してから表面化することが多いため、中長期的なケア体制の構築を強化すること。

- ・被災者でありながら避難所運営等に当たる教職員の業務負担軽減措置、心のケア、人的支援等に取り組み、夏休み明けの円滑な学校再開に向けた応援教員の派遣を迅速に行うこと。

- ・「学びの断絶」は子どもの将来の選択肢を奪いかねない、絶対に防ぐべき事態であり、災害による経済的困窮に苦しむ家庭に確実に支援を届けることが重要であることから、教科書・学用品の無償給与、就学援助、授業料猶予・減免、JASSO災害支援金等のプッシュ型給付、奨学金の家計急変採用等を速やかに実施すること。さらに学生・生徒、保護者を含め全国的に広く周知されるよう、各種メディアでの集中的な広報に取り組むこと。

- ・被災した子どもたちに対し、「遊び」や保養の機会を提供するなど、心身のケアを徹底すること。

- ・二次避難先を含め、児童生徒等の学習機会の確保などのサポート体制の強化を図ること。

・今後予定される入学試験、資格試験について、被災された受験予定者に対し、試験日程の配慮、受験・学習環境の確保その他の制度上の配慮を検討すること。

## 8. 文化財復旧と正確な情報発信・風評被害防止

- ・熊本城をはじめ多数の歴史的建造物や城跡などの文化財が倒壊・崩落しており、被害の全容を把握するとともに、再建支援等の必要な対策を講じること。
- ・被災状況や復旧状況について国内外へ迅速かつ正確な情報発信を行い、風評被害を防止するとともに、九州全体の観光・経済回復を図ること。
- ・余震情報、避難所に関する情報、災害支援物資の配布情報等、必要な情報の多言語化と周知を図るなど、技能実習生や特定技能外国人をはじめとする外国人への情報提供を強化すること。
- ・コミュニティFMや臨時災害放送局の開設支援・活用を進め、給水や道路、医療などの生活情報を被災者にきめ細かく周知すること。
- ・不確かな情報は救助・支援の妨げになるだけでなく、混乱が新たな被害を招く恐れがあることから、SNSを通じて誤情報やデマが広がる現象への対策を講じること。

## 9. 原因究明・再発防止、二次災害防止の徹底

- ・台風13号が九州に接近する恐れがあり、風水害との複合災害が懸念されることから、台風被害への警戒・備えも強化すること。
- ・イオンモールのガス爆発・建物崩壊の原因の速やかな調査と、類似施設への緊急点検・対策を進めること。平成28年熊本地震の教訓を活かし、商業施設・工場のガス・危険物設備の耐震強化を後押しすること。
- ・全国で180以上（2026年2月時点）の自治体がイオンと包括連携協定を締結していることを踏まえ、防災拠点となっている施設について、安全性の再点検を行うこと。
- ・地震後に確認された雲仙普賢岳の溶岩ドームの一部崩落や島原半島の眉山の表層剥離について、地殻変動・斜面変位の監視体制を強化し、危険箇所の迅速な点検、住民への分かりやすい情報提供、避難体制の強化など二次災害の防止に万全を期すこと。

以上

# 「令和 8 年熊本地震」に関する緊急申し入れ（第二弾）【重点要望】

## 趣旨・背景

7月28日に発生した「令和8年熊本地震」（最大震度7、熊本県宇城市・氷川町等）の発災から10日が経過。建物倒壊・火災・ガス爆発・煙突崩落等に加え、猛暑による熱中症等の災害関連死を含む死者・多数の負傷者が発生。3党は合同現地調査等の声を踏まえ、「災害関連死を出さない」決意のもと、生活再建と復興に向けた緊急要望を取りまとめた。

以下は、その中から特に現時点で重要と思われるものをまとめた「重点要望」である。

○申し入れ日： 令和8年（2026年）8月7日  
○提出先： 内閣総理大臣 高市 早苗 殿  
○提出者： 中道改革連合・立憲民主党・公明党  
「令和 8 年熊本地震3党合同対策本部」

## ○猛暑下の避難環境の劇的改善と災害関連死防止、「災害弱者」へのアウトリーチ支援

- ・避難所へのエアコン・移動式クーラー・電源車などの迅速配備と、体育館空調の補助要件緩和・ランニングコスト支援
- ・TKB環境整備、熱中症・エコノミークラス症候群対策の徹底
- ・断水地域でのトイレカー配置・下水道接続、洗濯環境や生活用水など衛生環境の確保
- ・車中泊避難者への燃料確保・優先給油、冷却グッズ配布、早期二次避難誘導
- ・ガソリンスタンドの長蛇の列・販売制限を解消し、被災地で必要なガソリンを確保
- ・熱中症による災害関連死防止のため、支援のあり方を検証
- ・指定避難所以外の在宅・車中泊避難者へのプッシュ型・アウトリーチ型支援
- ・災害弱者（高齢者・障がい者・子ども等）への重点支援と福祉避難所・DWATの強化

## ○ライフライン・生活インフラの早期復旧と産業動脈の確保

- ・上下水道の技術者・資機材集中派遣による断水の迅速復旧と、医療機関・介護施設等の優先的な復旧及び給水支援の徹底
- ・個別給水支援・訪問体制の構築
- ・生活用水の確保の徹底とともに、生活用水の復旧工程・通水見込みについて、住民への迅速かつ継続的な公表
- ・九州新幹線、九州自動車道、国道3号の早期復旧に向けた技術面・財政面での全面支援と、再開時期見通しの速やかな公表（一般道路の深刻な渋滞が住民生活・復旧活動・物流・企業活動に支障）

## ○被災自治体への人的及び財政支援と激甚災害指定

- ・災害マネジメント総括支援員（GADM）の拡充と他自治体からの応援職員派遣
- ・物資の受入・配分・配送の受援体制強化
- ・自治体職員への心理カウンセラー常駐配置
- ・ボランティア受入センター設置とマッチングの強化、活動拠点の電気・水道復旧、仮設トイレ・宿泊の整備、重機を扱うボランティアの緊急車両同行許可
- ・前回は上回る規模の「復興基金」の財源確保で被災者支援をサポート

## ○被災者の住まい確保と生活再建支援等の弾力運用

- ・猛暑を避ける緊急二次避難として、県外を含むホテル・旅館・保養所・空き公営住宅の借り上げ大幅拡大と、宿泊税・入湯税の減免調整
- ・応急仮設住宅・みなし仮設の供給加速
- ・罹災証明書の迅速発行（応援職員派遣、判断基準標準化）とともに、主な支援制度、申請受付期間、写真提出の取扱い、第2次調査の申請制度等について、国と自治体が連携した正確な情報の迅速周知
- ・高齢者・障がい者・遠隔地避難者など来庁困難者への代理申請制度の積極活用と申請支援の万全化
- ・被災者生活再建支援金の倍増・対象見直しと国庫補助率引き上げ
- ・家庭用エアコンの応急修理制度対象追加
- ・医療費・介護費等の自己負担・利用料免除の確実な実施

## ○被災者・支援者の心身のケアと物資・人員支援

- ・被災者・支援者双方へのメンタルヘルス提供体制整備とDPAT積極派遣
- ・PTSD対策の強化
- ・プッシュ型物資支援の継続・強化と受援体制確立
- ・猛暑下で活動する支援者への休憩・冷却・給水配慮

## ○教育の継続と子どもたちの学び・心のケアの徹底保障

- ・「D-EST」の迅速派遣による児童生徒の心のケア・トラウマ対応・PTSD予防と中長期的ケア体制の構築
- ・夏休み中のオンライン学習環境確保、教科書・学用品の無償支給
- ・就学援助・奨学金のプッシュ型給付
- ・教職員の負担軽減と応援教員派遣による夏休み明けの円滑な学校再開
- ・「遊び」や保養など子どもたちの心身のケアの徹底
- ・二次避難先での学習機会確保

◎まずは予備費を活用し、迅速かつ柔軟な財政支援を講じるとともに、必要に応じて復興支援のための補正予算の編成を検討すること。